

第四百十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第九号

平成十一年三月十八日(木曜日)

午後五時三十分開議

出席委員

委員長 坂井 隆憲君

理事 谷 洋一君

理事 宮路 和明君

理事 古賀 一成君

理事 榎屋 敬悟君

理事 大村 秀章君

理事 滝 実君

理事 平沢 勝榮君

理事 藤本 孝雄君

理事 宮腰 光寛君

理事 持永 和見君

理事 桑原 豊君

理事 葉山 峻君

理事 白保 台一君

理事 西村 章三君

理事 春名 真章君

出席國務大臣

國務大臣 野田 毅君

(国家公安委員長)

出席政府委員

警察庁長官 関口 祐弘君

警察庁長官官房長 野田 健君

警察庁生活安全局長 小林 奉文君

警察庁交通局長 玉造 敏夫君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官

委員外の出席者

地方行政委員会 藤沼 朗寿君

専門員

委員の異動

三月十八日

辞任 中野 正志君

補欠選任 宮腰 光寛君

細川 律夫君

小林 守君

同日

辞任 宮腰 光寛君

補欠選任 大村 秀章君

小林 守君

同日

辞任 大村 秀章君

補欠選任 中野 正志君

三月十八日

地方税制改正に関する請願(北沢清功君紹介)

(第一四四八号)

地方の公債負担の軽減に関する請願(北沢清功君紹介)(第一四四九号)

犯罪被害者救済制度の充実に関する請願(北沢清功君紹介)(第一四五〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○坂井委員長 これより会議を開きます。内閣提出、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。葉山峻君。

○葉山委員 お疲れのところでありますが、警察法の一部を改正する法律案について幾つかの質問をさせていただきます。今回の警察法改正案の背景には、一つには、近年のハイテク犯罪の増加というものが、二つ目には、一九九八年五月のパーミンガム・サミットのコミュニケでハイテク犯罪に対処するための法制と法執行機関の体制整備、産業界の協力がうたわれたことと聞いております。それを受けて、警察庁も一九九八年の六月にハイテク犯罪対策重点推進プログラムを策定し、公表をいたしました。

今回の警察法改正は、この推進プログラムに沿ったものというところであります。簡明にお答え願いたいと思います。

○野田(健)政府委員 昨年六月にハイテク犯罪対策重点推進プログラムというものを策定いたしました。その主な内容は、警察として高度な技術力を持ちハイテク犯罪に対処するいわゆるサイバーポリスともいべき体制の創設、それから、他人のID、パスワードを盗用して他人に成り済ます不正アクセスを規制する法制の整備、産業界との連携、国際的な捜査協力のためのルールづくり、この四点を政策の重点としたところであります。今回の警察法改正は、このうちサイバーポリスの創設に対応しようというものでございます。

○葉山委員 改正法案の三十条一項に關しまして、関東管区警察局長の大宮市への移転は国の行政機関の移転推進の一環と言っておりますが、移転に伴って規模や管轄事務などに何か変わるものがあるかどうか、その点、お答えいただきたいと思

います。

○野田(健)政府委員 東京における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中は正に資するため、多極分散型国土形成促進法等に

基づき国の行政機関等の移転を推進することとされたところであります。関東管区警察局については、他の行政機関とともに東京都から埼玉県大宮市に移転することとされたものであります。

今回の移転は関東管区警察局長の位置を変更するのみでありまして、管轄区域、担当する事務に特段の変更はございません。

なお、管区警察局長の主要業務の一つに大規模災害時の警備の指揮等がありますが、東京が被災し警察庁庁舎が倒壊するなど指揮機能が失われた場合には、この新たにできました関東管区警察局長の新庁舎内の災害対策室を警察庁の警備本部として運用し、代替機能を果たせるようにする予定でございます。

○葉山委員 改正法案で、二十五条の警察庁情報通信局の掌握事務に電子的記録の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪取り締まりのための情報通信の技術に関する追加工事は、具体的には、ハイテク犯罪対策重点推進プログラムの中で重点項目として出されているサイバーポリス、電脳警察というんでしょうか、それを創設するということですが、お答え願いたいと思

います。

○野田(健)政府委員 ハイテク犯罪はコンピュータ技術及び電気通信技術を利用して敢行されるため、その取り締まりに当たる警察においても情報通信に関する高度な専門知識、技術が必要とされるのであります。

このため、ハイテク犯罪対策重点推進プログラムにおいては、電脳警察といいますが、サイバーポリスともいべき体制の創設を目標として掲げたところであります。今回の改正は、このうち、都道府県警察におけるハイテク犯罪捜査を技術的に支援するためのナショナルセンターを警察庁情報通信局に設置するために行おうとするものであ

ります。

○葉山委員 ナショナルセンターを警察庁に置くといいますが、実際にどこに置くのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○野田(健)政府委員 ナショナルセンターは警察庁情報通信局に設置し、東京都中野区に置くことを予定しております。施設としては、十分なセキュリティを考慮しつつ、最先端のハイテク関連資機材を円滑に運用できるものとしたと考えております。

○葉山委員 ナショナルセンターのほかにも、各都道府県にサイバーテロ対策の専門官や組織もネットワークとしてつくっているのではありませんか、その全体像を、警察庁長官、示していただきたいと思ひます。

○関口政府委員 近年、コンピュータやインターネットが普及しているところでございますが、その負の側面といたしまして、コンピュータ技術、電気通信技術を悪用するハイテク犯罪が増加しております。日本のみならず国際的にも大きな脅威となっているところでございます。この種のハイテク犯罪は全く新しい問題でありまして、新たな対応が求められているところでございます。

ハイテク犯罪に対する警察の取り組みというところでありますが、いまだ緒についたばかりでございます。ハイテク犯罪に的確に対処していくためには、高度の技術力を備えたサイバーポリスともいべき体制を整備していくことが必要かと思ひます。

そこで、警察庁に都道府県警察の行うハイテク犯罪捜査を技術的に支援いたしますナショナルセンターを設置いたしますとともに、主要都道府県警察にハッカー対策班、サイバーテロ対策班を設置いたしました。ハイテク犯罪専従捜査体制を確立したいと考えているところであります。国の組織であるナショナルセンターと各都道府県警察のハイテク犯罪捜査班の相互連携を図りまして、ハイテク犯罪に効果的に対処してまいる所存であります。

ります。

○葉山委員 私も素人ですが、その仕事の内容がどのようなものであるかということ、それから、ナショナルセンターの人員は何人が、現在二十名程度じゃないかと想像しておるのでありますが、その辺お答えいただきたい。

○野田(健)政府委員 ナショナルセンターにおきましては、インターネットに代表されるような高度のコンピュータ技術、電気通信技術を悪用して敢行されるハイテク犯罪の捜査に関する技術的な支援を行うこととしておりますが、具体的に、都道府県警察の要請に応じまして、いわゆるハッカーの侵入手口の分析であるとか、あるいはフロッピーディスクなどに保存されております暗号化された電磁的記録の解析などを行うというところで、都道府県警察の行うハイテク犯罪捜査に係る技術的な中核的組織とする予定であります。

人数といたしましては、二十人程度と考えております。

○葉山委員 人員は二十人程度ということですが、それではこれにかかる経費の予算はどう見込んでいるのか、お答えいただきたい。

○野田(健)政府委員 ナショナルセンターの資機材の整備に必要な予算といたしまして、十一億五千三百万円を措置したところでございます。資機材といたしましては、暗号化されたフロッピーディスク等の解析を行うための高速コンピュータ、あるいは犯罪に悪用されたネットワークを模擬的に構築してハッカーの侵入手口を解明、検挙するためのコンピュータなどあります。

○葉山委員 フロッピーディスク等で十一億五千三百万、こういうことでありますが、やはりビルを建てるのでしょ。そういう予算はどうですか。

○野田(健)政府委員 ナショナルセンターの施設、建物自体につきましては、既に措置された建物を使うということでございます。中野にそれがございまして、その中にこのたびの予算では資

機材を入れよう、こういうものであります。

○葉山委員 こういう一つの新しいセンターをつくるといふことでありますが、このセンターが逆に不正アクセスの対象になって被害を受けることはないのか。これは住民登録台帳の問題も大変心配しておるのですけれどもね。アメリカなんかの例でいくと、アメリカの国防総省ですら、大抵年間二十五万回攻撃を受けた、そのうち六五%は侵入に成功した、つまり十六万二千五百回、こういう報告もなされていきますね。そういう点で、その辺のところはどうですか。

○野田(健)政府委員 警察が運用しておりますコンピュータシステムは、原則としてインターネットとはつながっておりませんので、そういう意味では侵入されることはないと考えておりますけれども、このたびナショナルセンターでいろいろなコンピュータを使いまして解析、分析する行為については、インターネットを通じて行われる行為については、侵入することにもなりますので、そうすれば逆にそこに侵入しようという者も当然あるかと思ひます。

いずれにしても、そういうハッカーの手口等を分析しまして、そういうことを受けないような体制をどうやってつくるか、一方で、もし破られることがあれば、それをどうして捜査していくかというようなことについて、技術的な支援をやつていきたいと思っております。

○葉山委員 信用しないわけじゃないのですが、警察官による不祥事も残念ながら最近起こっている。だから、そういう意味で、警察内部からの情報漏れや不正使用のないようにできるのか、お答えをいただきたい。

○野田(健)政府委員 警察の持つておりますコンピュータシステムにおいては、だれがいつアクセスしてきたかということがすべて記録されるようになっておりますので、もし不正にそういった情報を収集すべくアクセスした者が出てくるといふことになれば、当然このだれかということが

わかるようにしております。またそういうことをすれば、当然処罰されるということになっております。

○葉山委員 いや、警察内部から漏れる心配はないのか、こういうことを聞いています。大丈夫か。

○野田(健)政府委員 全職員力を合わせて、そういうことのないように一生懸命やっております。

○葉山委員 また、計画では、産業界の協力も求めているわけですが。産業界や民間業者の技術協力も大いに当てにしているようでありまして、そうすると、その関係者からの情報漏れや不正使用がないとは言えないわけでありまして、その辺をどう考えているか。

○野田(健)政府委員 いろいろなコンピュータ犯罪を捜査していくという過程で、あるいはその予防をするために、産業界へもいろいろな働きかけをしなきゃいけないというふうな考えておりますけれども、同時に、個人の秘密、プライバシーに属することであるとかあるいは捜査上の秘密に属すること等を一般的に他の方に告げるといふようなことは予定しておりません。

○葉山委員 警察白書を見ますと、かなり民間のペテランをここに採用して、そして捜査官としてやつてもらうんだというふうなことが書いてあります。大丈夫ですか。

○野田(健)政府委員 ナショナルセンターで考えておりますことは、ハッカーの侵入手口の分析とかそういうことをやろうということでありまして、警察庁なり警察が運用しているコンピュータは、そのプログラムあるいは運用については、その機種については十分ノウハウはありますけれども、ハッカーがねらって犯罪を犯すというのにはあらゆる機種に及ぶわけでありまして、そのあらゆる機種について捜査能力を持っていないといけません。

こういうことで、警察職員の中に適切な捜査能

力といえますか、そういった知識のない者もおりますので、その場合には民間のそういった技術を持ってもらえる方に出向してもらおうという、今度新しいそういった手続ができそうですので、それができればそういうのも活用する。あるいは、今まで情報通信局の中におきまコンピュターを非常によく知っておる者もおりますので、そういった人たちの能力を高めるということで対処してまいりたいと考えております。

○葉山委員 ともあれ、このセンターができることによつて、警察情報というのはかなり集中化してくることは疑いのないところでありませぬ。

また、警察の規制権限の拡大、行政警察の無限の拡大と集権化が、これも一九五四年、自治体警察の廃止以来、また九四年の改正で四十年ぶりに警察法の大改正があったわけでありませぬが、広域組織犯罪等に効果的に対処することを理由に、これは改正が行われた。特に生活安全局の新設、これは非常に新しいものだったわけでありませぬが、「犯罪、事故その他の事業に係る市民生活の安全と平穩に関する事柄」が任務の新たな目的に加えられたことは御承知のとおりであります。そして、事案に限りなく、警察活動にも限りがなくなつていきつつあるわけでありませぬ、捜査対象は何でもありになりつつあるわけでありませぬ。

一九九六年にも警察法の改正が行われまして、国家公安委員会の権限に属する事務として、広域犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項を新設し、警察庁長官が都道府県警察に必要な指示をするという権限ができたわけでありませぬ。

ともあれ戦後、憲法制定を受けてまして、一九四七年の旧警察法は、行政警察を解体して司法警察を基本とし、自治体警察を創設したわけでありませぬ。一九五四年、現行警察法制定は、国会の会期延長をめぐつて議場に警官が導入されたり、私なんかは学生時代だったわけでありませぬが、乱闘国会の中で行われたというのを今も記憶しております。自治体警察は解体し、警察の中央集権化が図られたことは御承知のとおりであります。

そこで、伺いたいのではありませんが、センターでは技術研究だけでなく、生活安全局が収集したさまざまな情報の分析や蓄積、そういうものもするのかどうか、この辺を伺いたい。

○野田(健)政府委員 ナショナルセンターでは、ハッカーの侵入手口などの分析であるとか、フロッピーディスクなどに保存され、暗号化された電磁的記録の解析などというものをを行いますけれども、都道府県警察が行う犯罪捜査に係る技術的な支援をするということでありませぬ、捜査等を通じて警察が収集した情報の内容にわたる分析あるいはその蓄積というふうなものを行うものではございませぬ。

○葉山委員 パーミンガム・サミットのコミュニケーションでは、次のように言っております。我々は、適切なプライバシーの保護を維持しつつ、証拠として電子データを取得し、提示し、保存するための法的な枠組みについて、これらの犯罪の証拠を国際的なパートナーと共有することに合意するたため、産業界との緊密な協力を呼びかけるとあります。

適切なプライバシー保護を維持しつつということが私はずっと大切だと思つていますが、警察の情報収集とその情報の扱いについて、プライバシー保護にどれだけの留意をされているのか。私は若干疑わしく思つておるわけでありませぬが、これについての長官の御見解を伺いたい。

○関口政府委員 警察の任務は個人の権利と自由を保護することでありませぬ、その活動は、「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」ということが警察法二条に明記されているところでありませぬ。また、捜査活動においては、個人の基本的な権利を尊重し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならぬこととされておるところであります。

御指摘の適切なプライバシーの保護については、こうした規定の趣旨を十分に踏まえまして、警察活動に対する指導及び政策立案に反映してまいり所存であります。

○葉山委員 長官から今、権力の乱用をしてはならない、そして、できるだけ抑制的であれという自制の言葉がありました。私は、警察の目が隅々まで届き犯罪検挙率が上がるのは結構であります。肥大化、中央集権化していく警察は何と云つても巨大な権力でありませぬ。この権力が、市民生活を逆に脅かすことがないか、人権を制限することがないか、そのことを心配しているわけでありませぬ。

そこで、戦後の中で、自治体警察の創設当時いろいろな改革が図られたわけでありませぬが、これは非常に結構なことだと思つていますが、その中で公安委員会制度というふうなものも設けられた。それは現在まで続いているわけでありませぬが、この公安委員会というのは、警察権力を民主的にコントロールしていく、こういう意味からつくられたものでありませぬが、実際にそれが機能されているかどうかということにはいろいろ議論があるわけでありませぬ。警察権力を民主的にコントロールすることが必要でありませぬが、警察庁長官はどうお考えであるか、その点伺いたいと思つてます。

○関口政府委員 警察運営の民主化を保障しつつ、その政治的中立性を確保するためには、国民の良識を代表する者が警察の管理を行うことが適切であるとの観点から、警察においては、国及び地方自治体の双方におきまして、国民または地域の住民の代表者として、国会の両議院または地方議会の同意を得て任命される委員で構成される公安委員会が警察を管理するという制度がとられておることを、委員よく御案内のところでありませぬ。この公安委員会におきましては、警察行政の大綱にかかわる重要事項につきまして協議し、また指導をさせていただいておるところでありませぬ。警察の民主的管理というものは確保されているというふうにお考えしております。

○葉山委員 そういふことで行われるものであれば非常に結構なものでありますが、国家公安委員会のあり方についてはいろいろ議論があることは御承知のとおりであります。

先日、日弁連の調査資料を見ましたら、最多職業は大体財界、企業関係者。最高年齢者は、お年寄りが多いというのですね、八十五歳、平均が六十七歳。山形県の場合でいいますと、公安委員会というのを毎月二回開いている。二時間程度の審議をされている。ところが、その処理件数といつたら年間八千件もある。したがつて、その時間を八千件で割つてみますと一件が二十一秒、こういうふうなことで、これが本当にできているのか、また公安委員会が本当に機能しているか。この点は大分問題であらうと思つてます。

そういう点で、民主的な統制を、民主化を一層進めるといふ意味からも、例えば選任を公選制にするといふようなことも必要だといふふうには私に思つておるけれども、民間有識者によるシビリアンコントロールで民主的運営を図り、警察に政治的な中立を保たせようという目的で設けられたのが公安委員会制度であつたといふふうに思つてます。

警察法四条に「内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。」と定められたわけでありませぬ。したがつて、この問題については、警察庁長官にお尋ねしたと同じことを国家公安委員長の野田自治大臣にも伺いたい。

○野田(健)国務大臣 御指摘のとおり、公安委員会制度は、警察の民主的管理と政治的中立性の確保を図るために、国には国家公安委員会、そして都道府県には都道府県公安委員会がそれぞれ設置されておるところであります。

国家公安委員会の方は、毎週定例会議を開催し、警察庁から、その一週間における重要な事件、事故などの発生状況、それからこれらに対する警察の取り組みなどにつきまして所要の報告を徴しまして、そして、国家公安委員会の定められた方針に即して警察事務の運営が行われているか否かをチェックするとともに、委員会としての意思を決定をいたしておるわけでありませぬ。

このほか、必要がある場合には臨時会議を開催

するなどいたしまして、国家公安委員会の意思は警察の業務運営に反映され、民主的管理は十分に確保されておるものと認識をいたしております。今後とも、公安委員会制度の設置目的に照らしまして、警察運営の民主的管理に努めてまいりたいと考えております。

○葉山委員 今言ったような意味から、この国家公安委員会の制度というのは民主警察にとつては非常に重要な、その点でも国家公安委員長としての自治大臣の責務というのは非常に重大だ、頑張ってもらいたいというふうに思っております。

ところで、国民生活が広範な分野で情報化されて、警察の情報の一元的な管理というものがますます集中してきております。こういう中で、殊に、いわゆる盗聴法とか、あるいは、これから審議することになると思いますが、住民基本台帳法の議論のときも、プライバシーも含めて、非常に危険な方向を私は感じております。

警察の情報の蓄積の仕方とか使用の仕方によっては、行き過ぎた国民監視となりまして、行政警察化につながる場合もあるわけでありまして、旧憲法下の警察国家の再現のようなことには決してならないようにしなければいけないし、いずれにせよ、大きな権力である警察が方向を間違えないようにしてほしいというふうに思うわけでありまして、技術の進歩著しい時代の警察の捜査力の向上はもちろん必要であります。国民すべてを保護観察のもとに置くような発想は必ずからに厳しく禁じて事に当たってくださるよう、改めて念を押しておきたいと思っております。

私も、以前、湘南地方の藤沢の市長をしておりまして、市民に田中二郎先生という行政法の先生がおられて、大変お世話になりました。その田中二郎先生が「警察とは何か」という中で述べておられますように、公共の安全と秩序を維持するために、一般統治権に基づき、人民に命令し、強制し、自然の自由を制限する作用である、こういう

ふうに警察とは何かということ定義されておられました。

ここで述べられているような、目的における公共性と手段における権力が警察にはおのずからあるわけでありまして、その権力を抑制するものとして、任務の消極性というものが導き出されてくるわけでありまして、警察というものは本質的に権力を内包しており、この権力性、非民主性、人権抑圧性、秘密性、政治性、恣意性等々が生じるおそれがあるわけでありまして、その点での権力の乱用を戒めるといふ自覚が絶えずそれぞれの中で行われていなければならぬというふうに思っております。

私、先日、東京警視庁の最初の川路大警視の話を読んだわけでありまして、川路大警視が明治五年にパリへ視察に行つて、ポリスは何かということ、パリじゅうを歩き回つたというのですね。

それで、当時のパリは二千人ぐらいのポリスがいたという話でありましたが、フランス語も何もできないのに、ずっと毎日歩き回つて、そうしてホテルに帰るには、お巡りさんに、このホテルへ案内してくれ、こういうふういふに言つて、つぶさにパリの警察制度というものを学んできて、その中から、やはりこういう制度をつくつたナポレオンという人は偉いとか、あるいは、それはちよつと見当が違つていたと思つて、それも警察制度をつくつたジョセフ・フーシェという男が偉いとか、そういうふういふに思つたのであります。

ともあれ、パリじゅうを歩き回つて、そしてそのポリスが、江戸時代の与力や同心とは違つて実に親切にホテルまで案内してくれた。それで、川路大警視はまくら元に、ポリスとは人民の保母なり、こういうふういふにメモをしたという話がありまして、川路さんという人はフランス語ができなかつたから、「おやつとさあ」とか鹿児島弁で言つたというのです。すると、向こうもそれをおもしろがって、「おやつとさあ」と言つたという話です。

まさしくそういう意味で、ちよつとまねがでないような勉強を、フランス語は一語もできないのにちやんと見てきて、帰つてきて、当時の司法卿の江藤新平とか、すぐ上司だったですから、それから次に内務卿になりました大久保利通にそれをつぶさに報告した。結果的には、大久保の内務省案を川路大警視は進言をしたために、江藤新平は敗れて、少し後に佐賀の乱で斬首の刑に遭うというふうな歴史もあつたわけでありまして、日本の警察制度の創設当時のそういう、東京警視庁はそのころは三千人というわずかな人間で、そのうち千人ぐらいが薩摩の人だったのですかね。とにかくそういうことで、物事の始まるころといふのはいろいろ大変だったというふういふに思つて、それ以来のいろいろな歴史があるわけでありまして、それけれども、やはり警察といふのは、そういう意味では先ほどの長官のお言葉のとおり、権力の乱用を戒めて、個人の人権をそれぞれ尊重し、そして本心に運営を民主的にして、これからの新しい警察をつくつてほしいというふうに願わずにはいられません。

決して、暗い、あの戦前の警察の復活を許さずに、ひとつ人民の保母として警官も頑張つてほしいし、これからもそういう点で頑張つてほしいといふことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○坂井委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党・改革クラブの富田でございます。警察法の一部を改正する法律案につきまして、まず何点かお尋ねをしたいと思います。

葉山委員の方から、ナショナルセンターについて詳しく質疑がありました。これはよく理解できます。また、ハイテク犯罪の専従捜査体制をつくつていくといふことも絶対必要だと思つて、新聞報道等によりまして、ハッカー対策班、これを警視庁と七都道府県警に、そしてサイバートロ対策班を警視庁と大阪府警に置くというふうな報道もされてお

ります。ナショナルセンターの機能をどうやって充実し、また、それぞれの専従体制をつくるにしても、警視庁と七都道府県警にしかないわけですから、この間の連携を一体どういふふういふに考えておられるのか。

先ほど関口長官の方から、警察庁と各都道府県と連携をとつてやってくんだというふうなお話がありましたけれども、やはり都道府県警察は別々の組織ですので、ナショナルセンターがうまく機能しないと、せっかくこういう体制をつくつても、どういふふういふになつていくのかというのが見えてこないと思つて、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

○野田(健)政府委員 今回の予算では、今委員御指摘のとおり、七つの主要都道府県警察にハッカー対策班を設ける、こういうことでありますけれども、そのほかにも、ハイテク犯罪が起これば捜査していくということに、もちろんなるわけでありまして、

ただ、同じことをそこらじゅうの県で同時にやつても意味がありませんので、調整するとかそういうことも必要です。それから、各県でもそれぞれもう既にハイテク犯罪の検挙実績もありまして、捜査しているわけですが、だんだん高度な手口が行われるということで、このたび、情報通信局にこういうナショナルセンターを置いて、技術的な支援を本格的にもっと体制を整えてやつてまいりたいということ考えているものでございます。

○富田委員 今のはわかるのでありますけれども、先ほどのお話ですと、二十人規模でまずセンターをつくる、各都道府県も、対策班といつても一班が捜査員七人ぐらいだということ、まずこの八都道府県でやるということだと思つて、この八都道府県でやるというところまでできるのかな。実際に、警察庁また各都道府県警の警察官の中に、こういう詳しい方がどのぐらいいるのかという問題だと思つて、先ほど官房長は、民間からのそういう協力も得たいというふういふに言われてい

ましたけれども、予算措置してこの法案が通れば、こういうふうになっていくのでしようけれども、実際に、本当に機能するのかというところが一番問題だと思っておりますが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○野田(健)政府委員 最近五年間ぐらいで、いわゆるハイテク犯罪というのは十三倍の検挙になっている、こういうことですけれども、昨年一年間で約四百件余であります。それぞれの都道府県警察が捜査をしている、こういう状況にありますが、とりあえずという恐縮ですけれども、今のところの数の数で、今後さらにどんふえていくということであろうと思っております。

そういう意味で、まず機械的な整備、それから技術を開発していくというところで取り組み始めたということ、また、この体制で、将来どんなことが起きて、あるいはどんなに件数が多くなっても大丈夫というふうな考えているわけでは決まっています。それが、それぞれ必要に応じてまた体制の強化等も図っていかねばならないと思っております。

○富田委員 経済の専門の捜査官は何か各都道府県で採用するようになりましてね、帳簿がきちんと読める人とか。そういう形での、今はいろいろ捜査に当たって、四百件ぐらいあったから対応できるといふことじゃなくて、かなり専門的な知識がないといけないと思っております。広く国民に呼びかけて、そういう捜査員も必要なんだから、警察の方にどんどん入ってきてくれというふうな広報活動も今後必要になるのじゃないかな。やはりコンピュータのことはかなり専門的な人でないと理解できないのじゃないかというふうに思っています。そのあたりのソフト面もぜひ充実していただいて、この法案が通りましたら、ちゃんと機能するようにぜひ運用していただきたいと思っております。

次に、ハイテク犯罪対策重点推進プログラムの中で、不正アクセス対策法制の整備が急務だとバーミンガム・サミットでも言われていたの

で、その点について、昨年から郵政省の方と警察の方でずつとやってきたと思うのです。

不正アクセス対策法制の基本的考え方に対するパブリックコメントの募集ということで、広く呼びかけて、電子メールあるいはファクスで意見を寄せてくれというふうな警察庁の方でやられて、これは非常によかったと思うんですね。警察が開かれていくという意味からも、法案をつくる前に各界の人たちから自由に意見を寄せてもらうという新しい取り組みだと思っております。こういったものを高く評価したいと思います。

このパブリックコメントの募集に対していろいろな意見が寄せられたと思うのですが、その成果をどうやって生かして今法制化に進んでいるのか。三月の初めに骨子というのが公にされましたけれども、その中で、保存義務ですか、それは警察庁の方がちよつと譲歩して今回は見送ったというふうな報道もされています。そこが一つの成果であると思っております。ほかにもどのような貴重な意見が寄せられて、今後の法制化に向けて、警察庁が具体的にこう取り組んでいくのだというのがあったら教えていただきたいと思っております。

○小林(孝)政府委員 警察庁におきましては、現在、不正アクセス対策法制の検討を行っているわけですが、その際に広く国民の皆様からの意見を踏まえた法案の内容とするということが極めて重要だと考えておりました。昨年十一月から十二月にかけての一月間、「不正アクセス対策法制の基本的考え方」につきまして警察庁のホームページに掲載いたしました。パブリックコメントを募集したところでありまして、その結果、電子メール、ファクスなどによりまして、百九十六件のコメントが寄せられたところでございます。

この内容についてでございますが、不正アクセスの禁止またはその法制化につきましては、肯定的なコメントが多数を占めたところでございまして。また、このほか、規制対象となるコンピュー

ターに關しまして、個人用コンピューターを含めるなど、その範囲をより広くしたかどうか、こういうふうなコメントが寄せられたところでございます。基本的な考え方におきましては、私どもは事業用に限るということを考えておいたわけでございますが、こういったコメントがあったことから、現在、個人用コンピューターも保護の対象とする、こういったことで考えておるわけでございます。

これらのコメントを踏まえまして、法案の内容をより国民に理解されるような内容とすべく、現在鋭意郵政省さんとも検討しているところでございます。そういった国民の意見が反映されるような法案を我々としてはつくってまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○富田委員 肯定的な意見が多くて、また範囲を広げろというふうな意見だというふうな、今御答弁でした。

日弁連、日本弁護士連合会の方から、衆議院地方行政委員会委員ということでも何か送られてきたようですが、日弁連の意見というのを送ってきたけれども、それを読みますと、私も弁護士です。この日弁連の意見というのは結構やはりこのとおりの部分があるなというふうに思っています。法案が出てきたときにきちんとそれは審議すればいいのでしようけれども、法案をつくるまでに、なかなかポイントをついているなというところがありますので、何点か御紹介させていただきますと思うのです。

不正アクセスに対していかなる法的対処をするかは、今後のネットワーク社会のあり方に大きな影響を及ぼすものである上、その目的の達成の手段としてはさまざまな選択があり、拙速な立法になじまない、これは、だから今警察庁が進めているのは拙速ではないのかという意見だと思っております。

また、不正アクセスを刑罰をもって禁止する法制を設けようとしても、その必要性、処罰範囲などについては、例えば、不正アクセスを一般的に

禁止するのか、あるいは、重大な法益侵害を招来する態様のものに限定して禁止するのかなど、選択の幅があるのであって、この点についても、刑法を初めとする現行法による規制との整合性を考慮した慎重な検討を要するというふうな意見を寄せられております。

具体的なポイントとして、例えば、システムにあるデータのぞき見、システムの無権限使用などについては、昭和六十二年に刑法が改正され、電子計算機使用詐欺、電子計算機損壊等業務妨害、電磁的記録不正作出、電磁的記録毀棄等一定のコンピュータ関連犯罪が規定された際に、議論の俎上に上りながらその犯罪化は見送られた、それをまた何か、刑法の改正という形でやらないで、新しく警察庁権限で法案をつくって処罰の根拠規定にしようとしているのではないかと、必ずこういう批判は出てくると思うのですが、この日弁連の意見は結構聞くべきところがあるのではないかなど、私はこれを何度か読んだのですが、思いました。

局長の方は、この日弁連の意見に対して、現段階でどういうふうな思われますか。

○小林(孝)政府委員 不正アクセス行為の禁止を刑法の改正により行うことは、もとより可能だと思っております。

ただ、私どもが現在考えておりますのは、コンピュータネットワークに接続しているコンピュータに電気通信回線を通じて、他人のID、パスワード等の識別符号を入力するような行為を、いわゆるコンピュータネットワークを利用した犯罪の防止とコンピュータネットワークにおける電気通信の安全性等を確保する観点から規制したどうかということも考えておるものがございます。六十二年の、先ほど先生の御指摘の、刑法改正の際に議論された視点とは、規制の範囲、趣旨が異なるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

現在検討しているような法案の形で不正アクセス行為を禁止、処罰することとしても、他の行政

法規に罰則が付されている、こういった問題と同じように、刑法との関係ではそういった問題は無いのではないかと、こういうふうにも私も、現在考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、日弁連さん等の意見がございまして、そういったものを踏まえまして、法案の内容をこれから鋭意つとめてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○富田委員 この点は、また法案が出てきましたら詳しくやりたいと思います。

今回のこの改正案についてあと二点ほど、ちょっと確認をしておきたいのですが、産業界との連携というのは先ほど出ていたのですが、ネットワークの特性から見て、警察力の強化だけではとても追跡できないという部分が絶対出てくるわけですから、そうすると、電気通信事業者等の産業界との連携が本当に必要になってくる、協力してもらわなければ痕跡をたどっていけないというふうなことになると思います。

そういうことについて警察庁は具体的にどういうふうな考えているのか、こういう不正アクセスの法案ができたならば、きちんと自主規制が必要なのではないかという意見も出ています。その自主規制の求め方とか、そういう点も含めて、産業界とどういうふうな具体的に連携されようとしているのか、教えていただければと思います。

○小林(幸)政府委員 委員御指摘のとおり、ハイテク犯罪に適切に対処しまして、高度情報通信社会の実現を図るためには、警察力の強化だけでは困難であると思います。そういった観点で、電気通信事業者等産業界との緊密な連携を確保していくことが極めて重要ではないかと考えております。

そういった考えのもとにおきまして、現在、ハイテク犯罪が相当増加傾向にありますので、そういった実態を踏まえまして、警察庁におきましては、平成九年九月に情報システム安全対策指針を国家公安委員会告示として定めまして、広く産業界や国民に対しまして、ハイテク犯罪の被害等の

防止及び犯罪発生時の警察との連携を確保するための措置を示させていただいたところでございませう。こういった連携につきましましては今後ともさらに強化していく必要があるのではないかと考えております。

そういった観点から、情報セキュリティアドバイザー、このアドバイザーを都道府県警察に設置しまして、被害者の相談に応じるとともに、広報啓発活動や関係企業、団体との情報交換を行うこととしておるわけでございませう。これにつきましましては、不正アクセス対策法制ができた後にもそういったことをやっつてまいりたいと思っております。

○富田委員 もう一点、最後にお尋ねしますけれども、国際捜査協力のためのルールづくりが必要だということも言われております。すぐこういうことを言うのですけれども、では具体的に、どうやってやっつていくのだ、捜査協力、なかなか国際間の捜査協力は難しいです。コンピュータの場合はインターネットで世界じゅう飛び回るわけですから、そこをどうやってやっつていくのかというのはいかにも難しい問題が残されていると思うのですけれども、具体的に、どういうふうなそれをつつ詰めていこうとしているのか、今考えている範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○野田(健)政府委員 ハイテク犯罪対策ということ、国際的に今協力して対応していかなくやいと言っておりますが、G8の国際組織犯罪対策上級専門家会合であるとかICPO、国際刑事警察機構といったものが中心となって国際的な検討が進められているところがあります。

特に、一昨年、デンバー・サミットにおいてハイテク犯罪対策の重要性が言及されたということもございませう。このときに日本の警察庁長官も出席して、米国内で開催されましたG8の国際組織犯罪対策司法・内務閣僚級会合においては、ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画というものが合意された。そして、この合意を首脳会議におきまして評価するという形をとりまして、進めていこうということになります。

内容は、各国がハイテク犯罪を捜査、訴追する能力の向上を図る、そして法執行機関の体制整備、そして法制の見直し、産業界との協力、それと二十四時間コンピュータポイントの設置ということをすくなくやろうということになったわけでありまして、既に警察庁ではコンピュータ犯罪国際協力ユニットを設置いたしまして、外国からの緊急の協力要請があれば二十四時間体制で従事できるという一応の体制はとっております。

ただ、問題は、まだ日本の場合には不正アクセスというものが違法行為ということになっておりません。その限りで協力し切れないところがあつたということ、今後早急に不正アクセス対策というものを法制化して、そして諸外国とも協調してハイテク犯罪対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございませう。

○富田委員 今、日本が法制化されていないと言われまして、日弁連の意見書の中にも、各国との協力を理由に本来可罰的でない行為のもっと前段階の行為を可罰化しようとしているんじゃないかというふうな意見も出ています。そういうところを十分注意していただいて、ぜひ国際協力が本当に進むように頑張ってくださいと思います。

この法案にしましてはこれで終わります。あと一点、先ほど葉山先生の方からもちょっとお話がありましたけれども、住民台帳ネットワークに関して、現段階における自治省のお考えをちょっと聞きたいと思つてます。

実は、民主党の皆さんが韓国に住民台帳ネットワークの視察に行かれるということで声をかけていただきました。私も、一日ずれたのですが、参加させていただきます。民主党は三月二日、三

日、私は三日、四日で行かせていただきました。二日の日あたりに、向こうの国会の委員会でもICカード化を推進する法律案を廃案にする、カードは、いろいろな情報を全部入れるんじゃないかと、もともと、今紙であるカードをプラスチック化するだけ、ただ、免許証とはできれば一緒にできるようなことを今警察庁が考えているというふうな段階のところ、たまたま韓国に行つてまいりました。廃案に追い込んだ議員さん、秋さんという議員さんのお話も伺いましたし、向こうの行政自治部の次官、宋さんという次官にも直接お話を聞くことができました。

韓国では、次官と秋議員との間が秋議員の勝利に終わったことでICカード化ができなかつたというふうなマスコミ報道されたようですが、やはり初期投資の価格が大き過ぎる、それが一つ、韓国の国民の皆さんの間に、ICカード化されると個人情報保護がされないんじゃないか、そういう懸念がかなり大きくなつてつとつと、市民運動の方が行政の方に勝つてしまつたというふうな、どうも状況のようでした。

ただ、韓国の方は、実は情報のナショナルセンターはもうきちんと設置されていて、コンピュータで全国の住民の情報は全部入つていて、それはもう既にされているんですね。今回ICカード化しようというところが国民の反対に遭つてしまつた。

住民台帳ネットワークの方は、ナショナルセンターをつくり、かつカード化するという法案を今自治省は考えられているわけですが、ちょっと先行している韓国の方でどういうふうな状況になつていてということも考えますと、今のままでいいのかなというふうにも思つていますが、現段階における自治省の住民台帳ネットワークに関する考え方のほうはどうかと思つてます。

○鈴木(正)政府委員 住民基本台帳ネットワークシステムとの関連で韓国の動向でございませうが、韓国におきましては、お話の、現在紙製の住民登

そうしたことで、それぞれ事案が違いますけれども、例えば銃の問題ということになりましても、これは警察署で発生した事案でございますけれども、本部の主管課にそうした銃器取り締まりの課がございます。そうしたところで、一つ一つの捜査過程というものについても十分チェックすべきものであろうというふうに思いますし、これからさらさらした点での指導というものを強めていかなければいかぬ、かように考えているところでございます。

○穀田委員 不祥事が出るたびに通達を出しているのですね、官房長の名前で。わずか八カ月余りの間に三回も出しています。

先ほどお話があったように、大体こういう場合の指示というのは同じでして、職業倫理教養の徹底、それから生活指導の徹底、監察機能の強化。大体これです。あとは、各級幹部による業務管理の強化というふうにして、少し変えているんですけれども、大体その三点に尽きているんです。前の答弁もそうだし、今回の答弁も、いつもそんな感じですね。

だけれども、同じことをしゃべっていても結局同じことが相次いでいるということは、やはりそれが効果を持っていないということの意味しているんじゃないですか。

私は、構造的問題にメスを入れるということは何回もさつきから言っているわけですね。私はその際にも、前も、点数主義というのが不祥事を生み出す一つの要因でないかということ指摘してきました。

それとの関係で聞きますが、九七年の七月二十四日に「不祥事案の再発防止対策について」という官房長指示が出ています。その中で、「実績評価の在り方の指導強化」という項の中で、「地域警察官の事件検挙については、きめ細かな評価基準を設定するなど、従来以上に質を重視した評価がより徹底されるよう配慮すること。」と指摘しています。

んなものか。そして、従来言われてきたいわゆる点数主義による評価と同じなのか違うのか。違うとすればどう違うのか。この点についてお答えいただけますか。

○野田(健)政府委員 地域警察官の場合には、直接の上司という人が一緒に仕事をしないという特殊事情にありまして、それぞれの警察官が率先して仕事に当たってもらうということが必要になるわけですね。そこで、いい仕事をした場合には称揚し、誤った処理の仕方をするときには処分をしていくというようなことをどうしてもやるざるを得ないということがありまして、いい仕事をしたときの評価というものについて、それぞれの際で、やり方はいろいろありますけれども、それれぞれ評価する。

ただ、従来、このときに気がつきましたのは、いわゆるよく見える、犯人を検挙したとか、そういうものについての評価は確かにいろいろ段階を踏んでいるけれども、平素、非常によく周りを警らして、地元住民の人から、あの警察官は非常によく回ってきてくれて、安心していられるなというふうな評価というものについては、なかなかこちらでも把握しにくいところがある。把握しにくいのがゆえに、なかなか評価できていなかったというふうなことがありますので、そういうこともできるだけの具体的な、そういう意味での積極的な、いわゆる実績みたいな形で出ない、そういう隠れた、しかもきちんとした警察の仕事というものについて評価ができるようにというふうな意味で、従来と違って、さらにきめ細かな評価というものを考える必要があるという趣旨でこの文書を出したものであります。

○穀田委員 というのと、新しいきめ細かな評価基準というものはあるわけですね、新しいそういう評価基準というものは。○野田(健)政府委員 評価の仕方といえますのは、それぞれ都道府県警察が独自に本来定めるべきものというふうな考えでおります。したがって、この通達を受けて、各都道府県ではそれぞれ

評価の仕方について検討し、以前とはまた異なった評価の仕方をしていくことだと思っております。

○穀田委員 以前とは違ったということは、そういう評価基準というものが、以前は別のものがあり、新しく出ているものがあるというふうな理解していいわけですね。

○野田(健)政府委員 それぞれの都道府県で規則なりで定めておりますので、新たな改正をしたのか、あるいは一部改正をしたのか等については承知しておりませんが、いずれにしても、従来の、どちらかというところの顕在的な実績だけでなく、潜在的な実績についてもきちんと評価していくという方向を示したと思っております。

○穀田委員 私は、以前に神奈川県警の例を出しまして、点数評価の一覧表があったりするということがお示ししましたね。それは長官もよく御存じだと思っております。それと同じようなものなのかどうなのかということを私は実は聞きかかったんですよ、どういうものなのか。そういうものは、これは少なくとも実績評価のあり方の指導強化ということですから、きめ細かな評価基準を設定するなどと言っているわけですから、一定の指導方向を出して、それは一斉にやっているんだというふうに見えるのが普通ですね。だからそれを、あるんだというところが一つです。

私は、以前に提起したときに、二つ目の問題として情報公開を、やはり警察についてもその対象とすべきであるということを主張してきました。同じ先ほどの新聞によりまして、京都府警はできの限り情報公開に応じ、オンブズマン組織などが外からチェックできるようにする、また、重い職責を負っている警察官のストレスを解消して、風通しのよい職場にするなども必要だと思つて、将来的には職員団体をつくるなどして、組織内部で不正をチェックし合えるようなシステムをつくることとが望ましいなどと提言をしております。他の新聞も、これらの問題についてはよく出し

ていまして、税金で維持、運営される以上、警察といえども、国民、住民からの監視と批判を受けるべき存在である、秘密が不正の温床になりやすいのは警察も例外ではない、外部の目が届く風通しのよい組織であつてこそ、市民の信頼が生まれると。

そこで、大臣に聞きたいのです。

昨年四月、自由党も参加した三会派提出の行政情報の公開に関する法律案では、警察情報の不開示について、次のように述べています。開示すると、犯罪の予防、公訴の提起、維持、刑の執行、警備の目的を達成することができないことが明らかである情報、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかな情報に限定しては、大臣は、今もこの考えについては、当時政調会長でもあつたはずですから、お考えに変わりはございませんね。

○野田(穀)国務大臣 私も、今、当時のあれを完全に全部記憶しているわけではありませんので、チェックしないと何とも言いようがないのですが、ただ、できるだけ我々は、フリー、フェア、オープンな社会をつくっていくというところを自由党というのは基本的な考え方としておられるわけで、そういう意味で、透明度の高い社会をつくらうという基本精神は当然であります。したがって、できるだけ情報オープンにしていくということは大変なことだ。

ただ、警察の仕事の内容の性質上、おのずからその制約があることはこれまた御承知のとおりでありますので、今ここで具体的に、どの部分がよくてどの部分がだめだということまで私から言及するのは、ちょっと控えてもらいたいと思つております。

○穀田委員 基本的精神は今お述べになつたとおりだと理解しています、当時文書で出ていますから、その中身について、これは三党案として出されている内容をそのまま述べたので、大体その考えだと思つております。

そこで、今度は長官に聞きたいと思つております。

昨年十一月十一日の日経新聞によると、警察庁は「職業倫理教育の手引き」という若手を指導する教材をつくったという記事がありますが、内容はどんなものですか。

○野田(健)政府委員 手引の内容は、残念ながら過去に起きてしまった事件の状況と、それに対して、今後それを二度と起こさせないようにするためにどういう手だてが考えられるかというようなことについて、いわゆるセミナー方式といいますが、一方的に教えるやり方だけでなく、討論しながらやっていく、そういうやり方についてカード式のような形でつくっているというものであります。

○穀田委員 形式はわかりました。主な内容を述べてください。

○野田(健)政府委員 手元に今持っておりませんが、あれども、それこそ過去に発生した、例えば飲酒運転をして事故を起こしてひき逃げをしたとか、あるいは酔っぱらって余計なけんかをしてけがをさせたとか、そういうものを含めまして、過去の不祥事案というものについてそれぞれ分析しているという状況です。

○穀田委員 過去の不祥事案を分析したものと今お話ししました。その当時の新聞によりますと、過去に起きた不祥事をもとに、一、短銃の違法押取、二、部外者との不明朗な交際、三、性犯罪被害者をさらに傷つけてしまう捜査など、想定される不適正事例を示し、それぞれの背景や要因、未然に防止する方策などを考えさせる内容、大体こういう内容ですね。よろしいですね。

そうしますと、これを含めて、せつかく出ているのだから、こういう内容を明らかにしていただく必要があるんじゃないかと私は思うのです。つまり、相次ぐ不祥事に対して、「職業倫理教育の手引き」を使って、これは、今ありましたように、セミナー方式でカードを使って指導されておられる。だから、その内容を、全容を国民の前に明らかにして、それがやはり、今のいろいろな不祥事案が起きていることに対する適正な指導な

のかどうか、国民に対して批判を仰ぐ、そして、それ自身が不祥事の再発を防止し、ひいては警察への信頼を回復することにつながるのではないのでしょうか。その辺、いかがですか、警察庁長官。

○野田(健)政府委員 警察の活動というのは、報道もされますし、それから議会その他でもチェックされているということでありまして、過去にいろいろ起きた不祥事案、我々は、それを真剣に二度と起きないようにと考えておりますけれども、そういう資料を一般的に示すのが必ずしも適当というふうには考えていないということでございます。

○穀田委員 今記事でいろいろ知らされているんでしょう。それを含めて全部変えているんでしょう。今までみんなが知っている記事を使っているだけなんだから、別に公表したって構わないじゃないですか。

では、大臣に最後にお聞きしたいんですけども、情報公開問題の態度について変わりが無いのであるならば、今私が公開を求めた「職業倫理教育の手引き」というのは公開すべきじゃないでしょうか。先ほど述べた不開示の項目というのは、開示すると犯罪の予防、公訴の提起などのことが困るからという理屈からすると、これは公開しても別に、それこそそういう教育をやっているんだつたら、さらにこんな教育をしたらどうだ、そしてまた、そういう教育については、批判も受けながら、みんなの英知を集めるという点で大事じゃないですか。私はそのことを求めたいと思えますが、いかがですか。

○野田(健)国務大臣 ちよつと私もその内容についてつまびらかにしておりませんので、恐縮ながら、ここでそれをイエス、ノーということを言うのは早計かという気持ちはいたします。

ただ、基本的な姿勢として、できるだけ情報をオープンにしていこうということは大変大事なことで、そのことはそう思います。部内のそういった事柄をどこまでやるかということについて、内容等について、もう少し私自身まだ十分つ

まびらかにしない段階で言うのは遠慮したいと思えます。

○穀田委員 では、最後に、今私が要求しました資料について、委員長としても検討していただいで、出していただくよう、私としては正式に要望します。御検討ください。理事会に諮っていただけますか。

○坂井委員 理事会で理事さんからまた提案してください。

○穀田委員 終わります。

○坂井委員 次は、知久馬三子君。

○知久馬委員 社会民主党・市民連合の知久馬三子でございます。

私は、共同危険行為に対する対応等についてお伺いいたします。

大みそかの夜から元旦にかけて、毎年山梨県の富士山ろくの河口湖周辺を暴走する初日の出暴走についてお尋ねいたします。

ことしも関東近県から暴走族が集まり、鉄パイプを振り回したり蛇行運転など、無謀な集まり方をして、沿線住民や他の通行者に騒音や通行妨害、渋滞等の迷惑をかけるだけでなく、危険を感じさせる事態が発生しております。

そこで、まず、警視庁と山梨県警がそれぞれどのような対応をとられたか、また検挙状況はどうであったかをお尋ねいたします。

○玉造政府委員 お答えいたします。

各地の暴走族が、初日の出暴走などと称しまして、山梨県の河口湖周辺に多数押しかけておるわけでありまして。周辺はもとより、中央自動車道あるいは東名高速道路を通行する一般の車両にも著しい迷惑をかけているところであります。このため、地元山梨県警を初め、関東管区警察局内の各県警、そして警視庁を中心となりまして、大みそかから三日にかけまして、大量の警察官を動員して取り締まりを実施しているところでございます。

本年の初日の出暴走につきましても、警察官約一万一千人を動員して、参加中止の説得等事前の

抑止対策を講じるとともに、主要料金所における検問など取り締まりを実施いたしました。道交法違反等によりまして、現場で四百六十三人を検挙しているところでございます。また、共同危険行為等の禁止違反につきましても、関係都県警察におきまして現在強力に事後捜査を行っているところでございまして、その一部につきましては既に検挙をしたところでございます。

なお、次の年末年始ということに当然なるわけでございます。これにつきましては、今回の事案を踏まえまして、警察体制をより一層強化いたしました。県境検問あるいはインターチェンジにおける検問等、取り締まりの徹底を図る所存でございます。

○知久馬委員 三月の九日の新聞報道によりまして、道路交通法第六十八条の共同危険行為等の疑いで、一般車両を危険な目に遭わせたとして十一人の容疑者を逮捕したとありましたが、道路交通法の改正の際には、共同危険行為で取り締まれないことはないというのを聞きました。法律上は初日の出暴走のような事態はきちんと規制できるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○玉造政府委員 暴走族の初日の出暴走につきましても、現場で共同危険行為で取り締まるべきではないかというお尋ねと思えますが、暴走族の違法行為の取り締まりにつきましては、可能な限り現場検挙を行うこととしております。先ほど申し上げましたように、現場で道交法違反等で四百六十三人を検挙したところでございます。

ただ、道路交通法第六十八条の共同危険行為等の違反の検挙につきましては、被迷惑者を確保し、また違反者の特定と暴走行為の共同意思の立証ができる場合には現場検挙が可能であるわけでございますけれども、そしてまたそれが望ましいところでもございますが、大量の一般車両が混在して走行している初日の出暴走のような場合、これらのことが極めて困難だということ、もう一つ、かつ危険を伴うということから、写真あるいはビデオ撮影等によりまして証拠収集を徹底いた

したところでございます。

しまして、各都府県警察におきまして強力な事後捜査を行って、これを検挙するというようにどうしてもなるわけでございます。

御指摘の事件検挙は、そのうちの第一件目という事になります。他の県でも現在あの初日の出暴走について捜査中でございますので、今後続々と検挙が続くものと見ております。

○知久馬委員 この事件は本当に毎年接してございまして、政務次官会議でも取り上げられたと伺っております。人員を増強したり取り締まり開始時刻を早めるなど努力されているようですが、ゲートによっては警察官がいたりいなかったりということもあるのはなぜでしょうか。くれぐれも万全の対策をとられることをお願いしたいと存じます。

国家公安委員長の御決意のほどをお願いいたします。

○野田(毅)國務大臣 多くの国民に著しい迷惑を及ぼす重大な問題であると認識いたしております。来年に向けては、警察庁と関係の都県の警察が緊密な連携をとりまして、的確な対策を講じていくものと承知をいたしております。

○知久馬委員 この件につきましては、本当に大変なことだろうと思えます。これを取り押さえるにしても、危険が出たりとかということもあると思えますけれども、やはりこれらのことについては、一般の住民の方たちの本当に大変な迷惑になつておりますので、どうかよろしく願いたいと思っております。

それから、続いてですけれども、犯罪被害者対策についてお伺いいたします。
オウム真理教による地下鉄サリン事件や和歌山県のカレー事件など、毒物を使用した犯罪がふえています。毒物犯罪に巻き込まれた市民にとって、治療や検査、また後遺症などの費用は加害者の責任で補償すべきですが、加害者に支払い能力がないケースが多く、被害者の救済は現実問題として非常に厳しいものになってきていると思えます。この給付制度がありますが、この制度は、適用

要件が厳しく、施策も不十分で、被害者対策にはほど遠いものがあると思えます。そこで、この給付金制度を、要件の緩和や対象の拡充、施策の充実の観点から抜本的に見直し、被害者の社会復帰の支援や遺族の生活の保障を進めていくべきではないかと考えています。

最近、犯罪被害者や遺族に対する支払いを促進するために、犯罪被害者基本法づくりに取り組んでいる民間団体も出てきて、警察庁の担当者も参加されたと聞いていますが、警察庁としても積極的に研究を進めていただきたいと思えます。
長官の御見解をお伺いするものでございます。よろしく願います。

○野田(健)政府委員 犯罪被害者給付金制度というのは、昭和五十五年に設立して、昭和五十六年から運用されている制度であります。昭和五十七年、昭和六十二年、平成六年に、それぞれ物価水準等の変動も参酌して給付金の引き上げが行われた。それから、対象につきましても、平成九年に、重複障害の範囲を日常生活が著しく制限を受ける場合にまで広げたということもございまして、御指摘のように、この制度は、得べかりし利益を補償するというものではなくて、見舞金的な性格というふうになっております。

今後、どのようなところで支給対象とするのか、あるいはそれ以上のいろいろな手だてが必要ではないか、あるいは、そういうことをどの範囲まで国がやるべきか、あるいは地方公共団体がやるべきか等々、議論すべきことも非常に多いと思えますし、社会全体で議論していくのが必要ではないかというところで、警察庁といたしましても、これらの議論に積極的に参加して、民間支援団体との連携も図ってまいりたいと考えているところでございます。

○知久馬委員 この事件は、やはり、ある日突然、何にもしていない一般の市民が本当に迷惑をこうむります。その点で、いい法律というか、その手だてができるように、よろしく願いたいと思えます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○坂井委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○坂井委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
警察法の一部を改正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂井委員長 次に、内閣提出、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。野田国家公安委員会委員長。

道路交通法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○野田(毅)國務大臣 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。
この法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安

全と円滑を図るため、幼児用補助装置の使用の義務づけ及び携帯電話等の走行中の使用の規制のための規定の整備を行い、並びに運転免許取得者教育に関する規定を新設すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたします。
第一は、幼児用補助装置の使用の義務づけのための規定の整備についてであります。
これは、自動車の運転者は、幼児を乗車させるときは、幼児用補助装置を使用しなければならぬこととするものであります。

第二は、携帯電話等の走行中の使用の規制のための規定の整備についてであります。
これは、自動車等の運転中は、停止しているときを除き、携帯電話、自動車電話その他の無線通話装置を通話のために使用し、またはカーナビゲーション装置等の画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととするものであります。
第三は、運転免許取得者教育に関する規定の新設についてであります。
これは、運転免許を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育を自動車教習所等の施設を用いて行う者は、その課程の区分ごとに、公安委員会に申請して、当該教育が効果的かつ適切に行われるものである旨の認定を受けることができることとするものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。
なお、この法律の施行日は、幼児用補助装置の使用の義務づけのための規定の整備及び運転免許取得者教育に関する規定の新設については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○坂井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十六分散会

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条の三十二」を「第八十二条の三十二の二」に改める。

第七十一条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいづれをも行うことができないものに限る。)を通信(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。)に表示された画像を注視しないこと。

第七十一条の付記中「第十九条第一項第九号の二」を「第十九条第一項第九号の二 第五号の五」に改める。

第七十一条の三の見出し中「自動車」を「普通自動車等」に改め、同条第一項中「自動車の運転者」を「自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。)の運転者」に、

「又は」を「及び」に改め、同項ただし書中「疾病等」を「疾病」に改め、「ことが」の下に「療養上」を加え、「第三十九条第一項に規定する緊急自動車の運転に従事する者が当該自動車を緊急自動車の運転者が当該緊急自動車に、その他の」を「その他」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に「幼児(適切に座席ベルトを装着させるに足りる座高を有するものを除く。以下この条において同じ。)を当該乗車装置に乗車させるときを加え、「疾病等」を「疾病」に改め、「ことが」の下に「療養上」を加え、「その他の」を「その他」に改め、同条第三項以後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第七十一条の三に次の一項を加える。

4 自動車の運転者は、幼児用補助装置(幼児を乗車させる際座席ベルトに代わる機能を果たさせるため座席に固定して用いる補助装置であつて、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定に適合し、かつ、幼児の発育の程度に応じた形状を有するものをいう。以下この項において同じ。)を使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため幼児用補助装置を使用させることが療養上適当でない幼児を乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第九十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第九十七条の二第二項第二号中「もの」の下に「(第八十二条の二第二項第十一号及び第十二号において特定失効者という。)のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める講習を総理府令で定めるところにより受けたもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 第八十九条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者 第八十二条の二第二項第十二号に掲げる講習

ロ イに掲げる者以外の者 第八十二条の二第二項第十一号に掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

第六十六条中「与え」の下に「第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし」を加え、「若しくは第六項を」第六項若しくは第八項に、「第八十二条の二第二項第十号」を「第八十二条の二第二項第二号、第十号」に改める。

第八十二条の二第二項第十一号中「者」の下に「又は特定失効者」を加え、同項第十二号中「者」の下に「又は第八十九条の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の特定失効者」を加える。

第八十二条の三の二の次に次の一条を加える。

(講習通知事務の委託)

第八十二条の三の三 公安委員会は、第八十二条の三第一項又は前条の規定による通知の実施に係る事務(次項において「講習通知事務」という。)の全部又は一部を総理府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により講習通知事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る講習通知事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則 第二項については第八十七条の三第三号)

第六章の四中第八十二条の三十二の次に次の一条を加える。

(運転免許取得者教育の認定)

第八十二条の三十二の二 免許(仮免許を除く。)を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育(以下「運転免許取得者教育」という。)を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を

管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三 交通安全教育指針に従って行われるものであり、かつ、当該課程が国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであること。

四 公安委員会は、前項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 運転免許取得者教育を行う者は、当該運転免許取得者教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4 第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する講習」とあるのは「第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育」と、「自動車教習所における講習」とあるのは「運転免許取得者教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の講習」とあるのは「第八十二条の三十二の二第一項の運転免許取得者教育」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認定の申請その他同項の認定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(罰則) 第三項については第百二十三条の二(第百十条第一項中「及び政令で」の下に「定める基準に従い国家公安委員会が」を加え、同条第二項中「基づく政令で」をより国家公安委員会がに改める。

第百十二条第一項中「第九十四条第三項」を「第九十四条第二項」に改める。

第百十三条の三の次に次の一条を加える。

(警察庁長官への権限の委任)

第百十三条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務(第百十条第一項の規定による指定に係るものを除く)は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

第百七条の三(第三号中「第二項」の下に「第百八条の三の三(講習通知事務の委託)第二項」を加える。

第百十九条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

第百二十三条の次に次の一条を加える。

第百二十三条の二 第百八条の三十二の二(運転免許取得者教育の認定)第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表中「第九号の二」を「第九号の三」まで「に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一条、第九十四条、第九十七条の二第一項第二号、第百六条及び第百八条の二第一項の改正規定、第百八条の三の二の次に一条を加える改正規定、第百十条及び第百十二条第一項の改正規定、第百十三条の三の次に一条を加える改正規定、第百七条の三の次に一

る改正規定並びに第百七条の三第三号、第百十九条第一項及び別表の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、幼児用補助装置の使用の義務付け及び携帯電話等の走行中の使用の規制のための規定の整備を行い、並びに運転免許取得者教育に関する規定を新設するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。